## 意 見 書(証明書)

## 認定こども園 こども学園 殿

児童」	氏名
-----	----

下記疾患の症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

ょ	す。						
				令和	年	月	日
	医	療機	関名				_
	医	師	名				)印

保護者様へ 下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され 登園を再開する際は、この「意見書」(作成費用保護者負担)を在園施設に提出して下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

参考 保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)

該当 疾患に <b>√</b>	感染症名	感染しやすい期間 (-は、感染しやすい 期間を明確にできない)	登園のめやす
	麻しん (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しん出現の前7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮 (かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化して いること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現して から5日経過し、かつ全身状態が良好に なっていること
	結核	_	医師により感染の恐れがないと認められて いること
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過 していること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳		特有の咳が消失していること又は適正な抗菌物 質製剤による5日間の治療を終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎(※)	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病(※)	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が なく、普段の食事がとれること
	とびひ(※) (伝染性膿痂疹)	2~10日(長期の場合もある)	患部を全て覆って登園可、広範囲の場合休園
	その他感染症名	X.1 で下さい、インフルエンザけ別紙様式ありま	

空欄はその他の感染症等で意見書が必要な場合記入して下さい。インフルエンザは別紙様式あります。(発症前 24 時間から発病後3 日程度まで最も 感染力が強い: 登園のめやすは、発症した後5 日経過し、かつ解熱した後3 日を経過するまで)

(※) 「保育所における感染症ガイドライン」では登園届ですが、東大和市小中学校と統一して意見書で対応します。

(東大和市共通様式)